



功労に晴れの 榮譽



叙位・叙勲
正六位 瑞宝双光章

元栗源町立高萩
小学校長
故平野 勝己さん
(西田部)



瑞宝单光章

元新京成電鉄(株)
工務部保線区長
大須賀 健さん
(牧野)



瑞宝双光章

元特別養護老人ホーム
「東総あやめ苑」主任介護職員
篠塚 くらさん
(一ノ分目)



秋の叙勲
旭日双光章

(一社)千葉県宅地建
物取引業協会副会長
齋田 武さん
(佐原市)



瑞宝单光章

元香取広域市町村圏
事務組合消防司令長
久保木 正道さん
(木内)



瑞宝单光章

元小見川町外2町消
防組合消防司令
内山 嘉幸さん
(阿玉川)



瑞宝单光章

元富里市消防司令長
阿部 右武さん
(沢)



瑞宝单光章

元3等海尉
藤崎 秀男さん
(高萩)



瑞宝单光章

元3等陸尉
高橋 茂さん
(みずほ台)



瑞宝双光章

元香取広域市町村圏
事務組合消防監
青柳 恒男さん
(小見川)

危険業務従事者叙勲

■原付などの税額変更表

車種区分		税額 (年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー (50cc以下)	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
小型特殊自動車	その他 (フォークリフトなど)	4,700円	5,900円

■軽自動車の税額変更表

軽自動車 車種区分	税額 (年額)		
	現行税率 平成27年3月31日 までの新規登録車	新税率 平成27年4月1日 以降の新規登録車	経年重課税率 新規登録後13年 を経過した車両※
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	営業用	5,500円	8,200円
	自家用	7,200円	12,900円
四輪貨物	営業用	3,000円	4,500円
	自家用	4,000円	6,000円

※平成28年度に経年重課税率が適用される車両は、平成14年12月以前に新規登録された車両

税制改正により、平成28年度から、原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の税率が左表のとおり改正になります。

平成28年度から 軽自動車税 税率を改正

関税務課 ☎(50)1242



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(登録者)に年税額が課税されます。バイクや軽自動車を譲渡・廃棄した場合、届け出をしていないと登録されている人に課税されます。手続きは早めに済ませましょう。

四輪車などは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両(初めて車両番号の指定を受ける車両)から新税率が適用されます。なお、平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年まで、現行税率のままです。

また、初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両(電気軽自動車などを除く)は、経年重課の税率が適用されます。
廃車・名義変更の手続きはお済みですか?
軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(登録者)に年税額が課税されます。バイクや軽自動車を譲渡・廃棄した場合、届け出をしていないと登録されている人に課税されます。手続きは早めに済ませましょう。

※差し押さえ自動車の引き上げ

滞納整理強化期間

関香取県税事務所 ☎(54)1314
県総務部税務課 ☎043(223)2127

県は自動車税の滞納額の縮減のため、11月から翌3月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差し押さえを一層強化します。まだ納めていない人は、至急納付してください。

家屋を滅失、新築・増築 した場合は連絡を

関税務課
☎(50)1223

固定資産税および都市計画税は毎年1月1日(賦課期日)現在の状況で課税されます。家屋についても、平成28年1月1日現在で存在する建物が平成28年度の課税対象となります。

平成27年中に取り壊した家屋がある場合は、12月28日(月)までに税務課または各支所へ連絡ください。現地確認のうえ課税台帳から削除し、翌年度から課税されなくなります。また、家屋の新築・増築をした場合もご連絡ください。



固定資産税(償却資産)の申告は 2月1日(月)までに

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産(構築物、機械、器具、備品など)に課税されます。償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を、資産の所在する市町村長に申告するよう地方税法で定められています。平成28年1月1日現在において償却資産をお持ちの人は、2月1日(月)までに申告書を提出してください。

平成27年度分の申告をした人、平成27年中に新たに事業所を設立した人には、申告に必要な書類を12月中旬に郵送します。新たに申告が必要となる人で申告書がない場合は、税務課へ問い合わせください。

また、償却資産を他の事業者に貸し付けている人も、所有状況を申告してください。受付終了後、申告内容確認のため、実地調査を行う場合があります。

電子申告(eLTAX [エルタックス])も利用できます

利用方法は、一般社団法人地方税電子化協議会のホームページをご覧ください。

☞ <http://www.eltax.jp/>